

指宿広城市町村圏組合財政調整基金条例

(令和4年指宿広城市町村圏組合条例第3号)

(設置)

第1条 各年度間の財源の調整を図り、組合財政の健全な運営に資するため、指宿広城市町村圏組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、歳計剩余金の一部で毎年度管理者が定める額とする。

2 基金に積み立てる歳計剩余金は、翌年度に繰り越さずに積み立てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず管理者が特に認める場合は、歳計剩余金以外の金額を基金として積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の4に掲げる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(指宿広域市町村圏組合設備補修準備基金条例及び指宿広域市町村圏組合減債基金条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 指宿広域市町村圏組合設備補修準備基金条例（昭和57年指宿広域市町村圏組合条例第4号）
 - (2) 指宿広域市町村圏組合減債基金条例（平成元年指宿広域市町村圏組合条例第3号）
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の指宿広域市町村圏組合設備補修準備基金条例又は指宿広域市町村圏組合減債基金条例の規定により積み立てられた基金は、この条例による基金とみなす。